

2022 June

6

No.868

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

URL: http://www.syahokyo-saga.or.jp/



■唐津市 見帰りの滝

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 7月11日までに算定基礎届の提出をお願いします 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ かかりつけ医を持つ 4
- ・ 緊急時以外は平日昼間に受診しよう 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 令和4年度雇用保険料率のご案内 7

- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 社会保険手続きは電子申請をご利用ください 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

7月11日までに算定基礎届の提出をお願いします。

※届出用紙は6月中旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。
(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」のご提出がない場合、厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる「標準報酬月額」の見直しができません。提出期間内(令和4年7月1日(金)～令和4年7月11日(月))に必ずご提出をお願いいたします。
- 令和4年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。
(6月中旬にお送りしております「算定基礎届」は令和4年5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、令和4年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)

※令和3年4月1日より「健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表」は廃止されました。

定時決定における保険者算定の基準

「保険者算定」とは、報酬月額を算定する際、通常の方法では算定が困難なときや、算定結果が被保険者にとって著しく不当になる場合に、厚生労働大臣(日本年金機構)が特別な算定方法によって報酬月額を算定することをいいます。保険者算定を行う具体的な例は、以下のケースがあった場合です。

- ①4、5、6月の3カ月間に、3月分以前の給料を遅れて支給したときや、さかのぼって昇給を行い、数カ月分の差額を一括して支給したときなど、通常支払うべき報酬以外の報酬を支払った場合
- ②4、5、6月のいずれかの月に、低額の休職給を支払った場合
- ③4、5、6月のいずれかの月に、ストライキによる賃金カットがあった場合
- ④「令和4年の4、5、6月の3カ月間に支払った報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「令和3年7月から令和4年6月までの間に支払った報酬の月平均額から算出した標準報酬月額(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く)」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合。

※上記④の届出方法について

算定基礎届の⑱備考欄の『8. 年間平均』を○で囲み、次の書類(定められた様式があります)を添付してください。

- ・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)
- ・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)

- ⑤給与計算期間の途中(途中入社月)で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1カ月分の給与が支払われない月がある場合

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市区町村
・本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者・・・農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生(20歳以上60歳未満)
- 第2号被保険者・・・厚生年金保険や共済組合に加入している人(原則65歳未満の人)
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)

◎保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は、別途申請(失業による特例申請)をいただくことにより全額または一部免除を受けられる可能性があります。

※ 連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の臨時特例措置も設けられています。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 各年金事務所 国民年金課

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」**TEL 0570-003-004**(ナビダイヤル)をご利用いただけます。

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和4年6月分保険料の納付期限は**令和4年8月1日(月)**です。

「かかりつけ医」を持とう！

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、**病歴、体質、生活習慣等を把握・理解した上での治療やアドバイス**が受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、**適切な大病院や専門医を紹介**してもらうことができるので安心です。



いきなり大病院を受診すると特別料金がかかる

紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、初診料に加えて5,000円以上の特別料金がかかります。
(特定機能病院、200床以上の地域医療支援病院が対象です。)

「紹介状」がないと

初診料 **860円** (3割負担) + 特別料金 **5,000円** 以上

大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重篤な患者への対応や救急医療などに支障が生じます。

「紹介状」があると

初診料 **860円** (3割負担)



体にもお財布にも負担が大きいはしご受診

- 同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。
- はしご受診は、**受診のたびに初診料や同じような検査料等がかかり、検査による体への負担や医療費がかさみます。**また、同じような作用の薬を毎回処方されることによる薬の重複や複数の薬の飲み合わせにより、副作用等を引き起こす場合もあります。



治療の不安や疑問を伝えることができる「かかりつけ医」を持ちましょう。

(3割負担の場合)	同じ医療機関を3回受診した場合	3つの医療機関をはしご受診した場合
1回目	初診料 860円 +検査料等	初診料 860円 +検査料等
2回目	再診料 220円	初診料 860円 +検査料等
3回目	再診料 220円	初診料 860円 +検査料等
初診・再診料の合計	初診・再診料 1,300円 +検査料等	初診料 2,580円 +検査料等×3



緊急時以外は平日昼間に受診しよう



医療機関の診療時間と負担額は？

本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。この時間帯の自己都合による安易な受診は、自己負担の増加だけでなく、医療スタッフの負担になるとともに本当に治療が必要な方の治療の機会を奪うことになりかねません。やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。



医療機関を診療時間外に受診すると、原則、加算がついて負担が増えます。

(3割負担の場合)		医療機関		時間外加算
		初診料	再診料	—
休日加算	日・祝	+750円	+570円	調剤技術料の1.4倍を加算
時間外加算	おおむね8時前と18時以降、土曜日は8時前と12時以降	+260円 (+690円)*	+200円 (+540円)*	調剤技術料と同額を加算
深夜加算	22時～翌6時	+1,440円	+1,260円	調剤技術料の2倍を加算

※()内は救急病院などの場合の額です



子ども医療電話相談を活用しよう

子ども医療電話相談事業【#8000事業】とは

- 保護者の方が、休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。
- この事業は全国同一での短縮番号**#8000**を**プッシュ**することにより、お住まいの都道府県の相談窓口に自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。



出典：厚生労働省HP／子ども医療電話相談事業（#8000）について



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





社会保険事務講習会のご案内

『健康保険の給付に関する講習会』

健康保険の給付等について学びます。

地区	日時	会場
武雄会場	令和4年 7月14日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	令和4年 7月21日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和4年 7月22日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀会場	令和4年 8月4日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加料 **会員事業所は無料**
 (但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『健康保険の給付に関する講習会』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀)会場 令和4年 月 日()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号() - _____			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

6月1日から7月11日まで 労働保険年度更新期間です

期限内(7月11日まで)の申告・納付をお願いします

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「郵送」又は「電子申請」での手続きをお勧めしています。

* 上記に関するお問い合わせは、佐賀労働局 労働保険徴収室 までお願いします

〒840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第2合同庁舎 4階 電話 0952-32-7168

佐賀労働局ホームページでも情報提供しています。

佐賀労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

令和4年7月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	5 鹿島市役所 (予約)	6 多久市役所 (予約)	7	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日 (予約)
10	11 年金事務所 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18	19 鹿島市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24/31	25 年金事務所 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27	28	29 伊万里市役所 (予約)	30

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521(一般電話)
受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

事業主の皆さまへ **電子申請**をご利用ください

社会保険手続きは **電子申請**をご利用ください

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

- 電子申請のメリットは何ですか? 24時間365日いつでもどこでも申請可能です。郵送料などのコスト削減も期待できます。
- 費用はかかりますか? GビズIDを使うと利用料なしで電子申請を始めることができます。
- 電子申請のやり方がわかりません 日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。併せてご利用案内動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

電子申請がいちばん早い! /
◎電子申請を利用すると紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。例えば、保険証は紙で申請するより**3～4日**早く届きます。
ぜひ電子申請をご利用ください!

日本年金機構 電子申請 検索
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

お問い合わせ ● 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191 ● 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161 ● 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください(音声途中でも可)。
お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③
国民年金課：② 厚生年金徴収課：④

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください
届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて 令和 年 月 日

会員整理番号		電話番号	
事業所名		ご担当者名	

《該当する欄をご記入ください》 **変更後**

事業所名	
所在地	
電話番号	